（資料１）

体育・スポーツ施設現況調査の内容

１　調査の名称（□特定一般統計調査　■その他の一般統計調査）

体育・スポーツ施設現況調査

２　調査の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

３　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　□その他）

（２）属性的範囲（□個人　□世帯　■事業所　□企業・法人・団体　■地方公共団体　□その他）

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、都道府県、国公私立大学、国公私立短期大学及び国公私立高等専門学校、国立大学法人附属学校

４　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

○　都道府県教育委員会　　　　　　４７

○　市区町村教育委員会　　約１，７００

○　都道府県　　　　　　　　　　　４７

○　大学　　　　　　　　　　　約８００

○　短期大学　　　　　　　　　約３００

○　高等専門学校　　　　　　　　約６０

○　国立大学法人附属学校　　　約２００

（２）報告者の選定方法（■全数　□無作為抽出(□全数階層あり)　□有意抽出）

大学（短期大学）・高等専門学校、国立大学法人附属学校については、文部科学省が保有する名簿を利用し、調査実施時点で存在するものに対し調査を行う。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

公私立の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校）、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校並びに国立大学法人附属学校のスポーツ施設、公立の社会教育施設（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等）に付帯するスポーツ施設について、以下の調査票の区分により把握する。

①　学校体育・スポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数

外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数

エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数

障害者用浴室（共用を含む。）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

　　②　公立学校体育施設開放状況調査票（１）

都道府県教育委員会・市区町村教育委員会の開放事業の概要

（条例・規則の有無、予算措置の有無、予算額、使用料、運営組織の有無、運営組織が行う独自事業、開放事業運営上の主な課題）

　　③　公立学校体育施設開放状況調査票（２）

公立学校体育施設の開放状況

（保有施設数、開放施設数、開放の対象、開放の形態・頻度、開放時間帯、開放業務運営形態、開放運営組織が行う独自事業、管理指導員の配置状況、管理指導員の謝金、開放のための措置、開放施設の使用料）

　　④　公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、指導者のいる施設数

指導者の人数（兼任、専任）、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数

夜間開放施設数、指定管理者制度導入施設数

外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数

エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数

障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

　　⑤　大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）

⑥　大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属学校）

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、夜間照明設置施設数

開放施設数、年間開放日数（調査実施前年度実績）

外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数

エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数

障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

〔集計しない事項の有無〕　無■　有□

（２）基準となる期日又は期間

|  |  |
| --- | --- |
| 学校体育・スポーツ施設調査票公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属学校） | 令和３年１０月１日現在 |
| 公立学校体育施設開放状況調査票（１）公立学校体育施設開放状況調査票（２） | 令和２年度１年間の実績 |

６　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

①　学校体育・スポーツ施設調査票、公立学校体育施設開放状況調査票（１）、公立学校体育施設開放状況調査票（２）、公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

（ア）公立（組合立を含む。）の学校に関するもの

文部科学省　―　民間事業者　―　都道府県教育委員会　―　市区町村教育委員会

（注）都道府県立の学校については、都道府県教育委員会が報告する。

（イ）私立（株式会社立を含む。）の学校に関するもの

文部科学省　―　民間事業者　―　都道府県

②　大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）

文部科学省　―　民間事業者　―　国公私立大学、短期大学及び高等専門学校

③　大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属学校）

文部科学省　―　民間事業者　―　国立大学法人

（２）調査方法

□郵送調査　　■オンライン調査（□政府統計共同利用システム　■独自のシステム　□電子メール）　□調査員調査　□その他（　　　　　）

〔調査方法の概要〕

・　スポーツ庁から民間事業者を経由して、報告者にオンライン調査画面のＵＲＬを電子メールで送付する。

なお、市町村教育委員会については、都道府県教育委員会が、民間事業者から送付されたオンライン調査画面のＵＲＬを電子メールで送付する。

・　報告者は、ＵＲＬにアクセスし、民間事業者のシステムにログインし、入力・回答する。

７　報告を求める期間

（１）調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　□１年　□２年　■３年　□５年　□不定期　□その他（　）

　　　（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成３０年）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和３年１０月上旬～令和３年１２月下旬

８　集計事項

（１）調査種別・施設種別　設置箇所数

（２）調査種別・施設種別　設置コート面数

（３）都道府県別・市区町村人口規模別・調査種別　設置箇所数

（４）都道府県別・市区町村人口規模別・調査種別　設置コート面数

（５）都道府県別・市区町村人口規模別・施設規模別　設置箇所数

（６）都道府県別・市区町村人口規模別・学校段階別・施設規模別　設置箇所数

（７）都道府県別・市区町村人口規模別・施設種別　夜間照明設置状況

（８）都道府県別　施設・設備の設置箇所数

（９）都道府県別・市区町村人口規模別　施設種別　大学・高専体育施設　地域開放状況

（１０）都道府県別・市区町村人口規模別　施設種別　公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の指導者配置状況

（１１）都道府県別　公立学校体育施設　開放事業

（１２）都道府県別・施設種別　公立学校体育施設　施設保有状況

（１３）都道府県別・学校種別　公立学校体育施設　開放状況

（１４）都道府県別　公立学校体育施設　開放の対象

（１５）都道府県別　公立学校体育施設　開放の形態と頻度

（１６）都道府県別・学校段階別　公立学校体育施設　開放の時間帯

（１７）都道府県別・学校段階別　公立学校体育施設　開放時の業務運営形態

（１８）都道府県別・学校段階別　公立学校体育施設　開放時の管理指導員の配置

（１９）都道府県別　公立学校体育施設　管理指導員の謝金

（２０）都道府県別・学校段階別　公立学校体育施設　開放のための措置

（２１）都道府県別・市区町村人口規模別・施設種別　公共スポーツ施設　指定管理者制度導入状況

（２２）都道府県別・学校段階別　開放施設の使用料

（注）本調査では、①学校における体育施設及び②公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設について把握しているが、集計表の（１）～（５）、（７）、（８）及び（１０）については、「社会教育調査」（文部科学省実施の基幹統計調査）の「体育施設調査票」で把握している③社会体育施設及び④民間体育施設に係る以下の項目の調査票情報も用いて、我が国における体育施設全体を集計している。

・設置者

・指定管理の相手先

・施設の所在地

・都道府県番号

・市（区）町村番号

・施設の種類及び箇所数（規模別箇所数含む）

・指導系職員の状況

・施設の開設状況（夜間開設施設数（１９～２１時）、年間利用者数）

・施設・設備の有無

９　調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（２）公表の方法（■e-Stat　　□インターネット（e-Stat以外）　■印刷物　　□閲覧）

（３）公表の期日

令和４年９月末までに概要を公表し、令和５年４月末までに確定値を公表する。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　　）

■使用しない

本調査は、学校施設等における体育・スポーツ施設を対象とする調査であり、調査対象の範囲の確定及び集計結果の表示に、日本標準産業分類等の統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は５年間保存

調査票内容の記録媒体は無期限保存

保存責任者：スポーツ庁参事官（地域振興担当）